



## 警察からの照会

北海道医師会顧問弁護士 黒木 俊郎

黒木法律事務所 弁護士 加畑 裕一朗

**Q** 警察からの照会の対応について、ご教示ください。

- 質問1 警察からの電話で、患者の病名などを問合せて来ました。回答しなければなりませんか。
- 質問2 警察署長から「捜査関係事項照会書」と題する書面が届きました。照会事項は、患者Aの「病名と通院期間」です。回答しなければなりませんか。Aの同意を得ずに回答した場合、個人情報保護法違反になりませんか。
- 質問3 照会事項は、当院の患者Bの「カルテおよび病院が採取した血液の検体」の任意提出です。Bは殺人事件の被害者であり、すでに当院で死亡しているので、Bの同意は得られませんが、任意提出に応じるべきでしょうか。
- 質問4 照会事項は、当院内科に通院する患者Cの「責任能力の有無」でした。当院は、どう対処すべきでしょうか。

**A** 回答1 電話照会は、電話の相手が警察官かどうかの確認もできませんし、記録も残りませんので、原則として断るべきです。その代わりに「公文書での照会があれば、お答えします」と言って、公文書による照会を要求することをお勧めします。

回答2 「捜査関係事項照会書」は、刑事訴訟法197条2項に基づく照会ですが、任意捜査ですから、病院には照会に応ずる法的義務まではありません。しかし、患者の病名や通院期間のように、カルテを見れば容易に回答できる事実の照会には、回答するのが一般的です。なお、この照会に対する回答は、個人情報保護法の「法令に基づく場合」に該当するので、患者の同意がなくても、同法違反にはなりません。

回答3 任意提出ですから、病院が応じないことも可能です。しかし、本件では、応じることをお勧めします。その理由の第1は、警察は、Bを被害者とする殺人事件の捜査を行っており、その証拠としてカルテおよび血液の検体を必要としているものと推察されますので、病院が任意提出することは、犯人を処罰することに役立つので、Bの意思に反するものではないと考えられること、第2に病院が拒絶した場合、警察は、裁判所の搜索差押令状をとって差押えることも可能ですから、いずれ提出させられることです。

回答4 たとえ殺人犯であっても、責任能力が無ければ無罪になりますので、責任能力の有無の判定は、刑事捜査において極めて重要です。そのため、捜査機関が起訴前に被疑者の責任能力を判断する手段として、簡易鑑定と起訴前本鑑定があり、通常、精神科や神経内科などの専門家に鑑定を依頼します。ところが、今回の照会は、内科医に患者の責任能力の有無について意見を求めようとするものですから、事実の照会の範囲を超えています。よって、「当院は内科であり、責任能力の有無については判断できません」と回答することをお勧めします。



医師：警察からの電話照会は、断っても良いのですね。

弁護士：そうです。警察官を名乗る偽者もいますし、そもそも患者に関する情報を電話1本で手に入れようとする警察に協力する義務はありません。病院が断れば、「捜査関係事項照会書」という公文書が来ますが、これなら、こちらでも安心して回答できますし、事後の紛争も予防できます。

医師：質問2について、捜査関係事項照会は、警察署長名の公文書ですから、病院には応じる義務があると思っていましたが、必ずしも、そうではないのですね。

弁護士：任意捜査ですから、拒絶してもお咎めはありません。逆に、患者情報を安易に外部に出すと、患者から恨まれることもありますので、照会事項を慎重に検討する必要があります。

医師：質問4の責任能力の照会に対し、病院が安易に「責任能力があります」と回答したりすると、患者から恨まれるかも知れませんね。

弁護士：捜査関係事項照会は、原則として、病院がカルテを見ればすぐ回答できるような明白な事実に関する照会に限定すべきものです。しかし、警察はこれを拡大解釈し「交通事故と被害者の症状との因果関係」とか「加害者の責任能力」など、本来、鑑定人に依頼すべき事項についてまで、病院に意見を求める傾向があるので、用心して対処すべきです。

医師：私達医師は、患者の診療に集中しており、事故との因果関係とか責任能力について判定しようなどとは夢にも思っていないので、後になって警察から意見を求められても自信のある回答などできません。

弁護士：ですから、医師の意見を求める照会に対しては、よほど自信がある場合以外は、原則として「判断できません」と回答することをお勧めします。

医師：「判断できません」と回答すると、警察の捜査を妨げたなどと非難される心配は、ありませんか。

弁護士：病院が「判断できません」と回答した場合、警察は、然るべき専門家に正式の鑑定を依頼するだけのことから、捜査の妨げにはなりません。

参考法令

○ 捜査関係事項照会の根拠法令

刑事訴訟法第197条2項

捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

同法第197条5項

第2項（中略）の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

○ 捜索差押の根拠法令

刑事訴訟法第218条1項

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすることができる。この場合において、身体の検査は、身体検査令状によらなければならない。

○ 責任能力に関する法令

刑法第39条

1項 心神喪失者の行為は、罰しない。

2項 心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。

刑法第41条

14歳に満たない者の行為は、罰しない。

捜査関係事項照会書

○（刑一照）第〇〇〇号  
平成29年〇〇月〇〇日

医療法人〇〇〇病院長 殿

〇〇〇方面〇〇警察署長  
司法警察員 警視正 〇〇〇〇 ㊟

捜査のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、刑事訴訟法第197条第2項によって照会します。  
なお、みだりに本照会に関する事項を漏らさないよう、同条第5項によって求めます。

記  
照 会 事 項

〇〇〇〇について  
当署において捜査中の事件につき、貴院に通院されている  
下記対象者の〇〇〇〇を調査のうえ、文書にて回願します。

調査対象者  
住 所 〇〇〇〇  
氏 名 〇〇〇〇  
生年月日 〇〇〇〇

質問募集／編集部では、北海道医師会会員の皆様からのご質問・ご感想をお待ちしています。